

令和8年4月1日函館市企業局公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和8年5月21日

函館市公営企業管理者

企業局長 手塚 祐一

1 一般競争入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 金堀地区ほか1排水区下水暗渠改築工事
- (2) 施工場所 函館市金堀町4番先，5番先，湯川町2丁目17番先
および18番先
- (3) 工期 契約の日の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 工事概要 総施工延長143.58m

【金堀地区】

管きよ更生工

既設管径1800mm（複合管） 施工延長81.50m

マンホール工 1式 仮設工 1式

【湯川第1排水区】

管きよ工（開削）

下水道用硬質塩化ビニル管

既設管径500mm 施工延長62.08m

付帯工 1式 仮設工 1式

- (5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

64,640,000円

- (6) 最低制限価格

函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領第6条第1項の規定による価格

- (7) その他

本工事は「週休2日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当し、かつ、3により入札への参加を制限されていないこと。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として、土木一式工事の工種に登録されていること。
- (2) 前号に係る土木一式工事の工事予定価格の区分に対応する等級がA級に格付けされている者であること。
- (3) 市内に本店を有する者であること。
- (4) 当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際、公益財団法人日本下水道新技術機構により下水道管渠の更生工法として建設技術審査証明（期間が有効であるもの）を受けた更生工法の協会・団体に属していること。

なお、管更生工法の技能講習等を修了し、管更生施工の際に常駐する技術者（入札参加資格の認定申請の時点で3か月以上の直接的雇用関係がある者）については、現場代理人、主任技術者または監理技術者に配置できる者と同一の者でなくてもよい。

3 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

- ア 函館市請負工事施行成績評定要領
- イ 函館市小規模請負工事施行成績評定要領
- ウ 函館市企業局請負工事施行成績評定要領
- エ 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

4 入札参加資格の認定申請の期間および必要書類

- (1) 期 間 令和8年5月21日から令和8年5月27日まで
- (2) 必要書類
 - ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 配置予定技術者調書

ウ イに記載された者に係る法令による資格・免許等の写しおよび
3か月以上の雇用を確認できる書類等の写し

エ 2(4)の要件を満たしていることを証明する書類

オ その他公営企業管理者が必要と認める書類

5 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書
を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6 設計図書等の閲覧等の期間

令和8年5月21日から令和8年6月8日まで

7 質問書の提出

(1) 提出期間 令和8年5月21日から令和8年6月2日まで

(2) 提出先 函館市末広町5番14号 函館市企業局上下水道部管
路整備室建設担当 (電話番号 0138-27-8763)

8 入札執行の日時

令和8年6月9日午前10時

9 入札にかかる問合せ先

函館市企業局管理部経理課 (電話番号 0138-27-8722)